

陳情文書表（平成28年12月16日定例会提出）

陳情第39号

「地球を守る社会体制づくり」のための陳情書

平成28年12月12日受理

陳情者 横浜市中区本郷町3-287
荒木 實

沖縄の美しい海のもとで、サンゴ礁が白化しています。軍拡と温暖化で人類は死地に入りました。軍拡と温暖化の進行をとめられない限り、人類・地球全生命は、サンゴ礁と同じ運命をたどります。「殺せる力・支配できる力があれば、空間・物質・人間をも自分のものにできる」。現状の社会体制を構築している思いです。「世界はみんなのものだ」と考えられるようになれば、現状の闘争社会体制から、地球を守る助け合い社会体制に変われます。サンゴは声を出せませんが、人間は出せませぬ。この陳情は、地球を守る社会体制へ移行するための方向づけになる重要な陳情です。

人類の戦争放棄宣言

地球社会建設決議草案（戦争のない世界実現への基本原則）

- 1) 全ての人間が、地球で共同生活をしている地球市民である。地球市民は、地球のとうとき、人間の尊厳のとうとき、地球世界の美しさ、人間の美しさを知る者である。
- 2) 地球社会の安全と繁栄に努力することが、地球市民の基本的義務であり、責任である。
- 3) 地球社会の目的・目標は、地球全生命とともに、全ての人間の人生を守ることにある。そのため、教育・雇用・生活を保障する社会技術の開発に努めねばならない。この規定は、人類の戦争放棄を意味し、国家の戦争行為、戦争準備行為の権利がないことを宣言するものである。地球市民を暴力から守る「守り人の組織」は、地球社会で一元化されるものである。
- 4) 人道・人権は地球社会の基本法である。独裁はいかなる形態でも許されない。地球社会は、民主主義が機能する社会格で構築されるものである。行き過ぎた生存競争は、人間の醜悪な心を導き出し、強大な力を求めさせ、この基本法に反することになることを知らねばならない。
- 5) 陸・海・空の空間、石油他の資源、先人の遺産は、現存する地球市民全員の共有である。地球市民の生活空間は、貸借関係保障によるものであり、多大な占有はあり得ない。地球社会で領土問題はあり得ない。
- 6) 考えることさえできない時間、そして考えられない偶然の積み重ねで、生命が守られる地球環境がある。この地球環境の保全こそ、全てに優先されるべきである。自然の整然化。国家、集団、個人の利益の計算を超えた巨大で絶対的利益である。地球を守る人間社会体制の創造は、全市民が参加すればできることである。人間にはその力があると確信するものである。